

## 第六十六号議案

### 仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「なくて申告しなかった場合」の下に「、環境性能割の納税義務者が第三十三条の四第一項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合」を加え、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改める。

第十八条中「百分の十二・一」を「百分の八・四」に改める。

第十八条の三第一項中「十二・一分の二・四」を「八・四分の二・四」に改める。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

（軽自動車税の納税義務者）

第三十二条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第四百四十三条第二項に規定する者を含まないものとする。

（日本赤十字社が所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第三十三条 日本赤十字社が所有する三輪以上の軽自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- 一 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- 二 血液事業の用に供するもの
- 三 救護資材の運搬の用に供するもの

第三十三条の次に次の四条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第三十三条の二 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第十五条の十に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第三十三条の三 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- 一 法第四百五十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものの 百分の一
- 二 法第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 百分の二
- 三 法第四百五十一条第三項の規定の適用を受けるもの 百分の三  
（環境性能割の申告納付）

第三十三条の四 環境性能割の納税義務者は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同条第二項の報告書を市長に提出しなければならない。

（種別割の課税免除）

第三十三条の五 軽自動車等のうち商品であつて使用しないものに対しては、種別割を課さない。

第三十四条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する種別割の税率は」に改める。

第三十五条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第三十六条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第四百四十二条の二第三項」を「第四百四十三条第三項」に、「第四百四十七条第一項に規定する」を「第四百六十三条の十九第一項の」に改め、同条第四項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改める。

附則第十一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十九項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則中第三十九項を第四十五項とし、第三十八項を第四十四項とする。

附則第三十七項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を附則第四十三項とする。

附則中第三十六項を第四十二項とし、第三十一項から第三十五項までを六項ずつ繰り下げる。

附則第三十項中「初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「（以下「車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項を附則第三十六項とする。

附則第二十九項の次に次の六項を加える。

30 法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（家用のものに限る。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（附則第三十三項において「特定期間」という。）に行われたとき限り、第三十二条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

31 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十三条の三の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

32 家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十三条の三（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用

については、当分の間、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

33 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第三十三条の三（第二号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

34 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第三条から第五条までの規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

35 第三十三条の四の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

##### （法人の市民税に関する経過措置）

2 改正後の第十八条及び第十八条の三の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税の法人税割及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税の法人税割について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税の法人税割及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税の法人税割については、なお従前の例による。

##### （軽自動車税に関する経過措置）

3 この条例による改正後の仙台市市税条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

4 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

##### （仙台市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 仙台市市税条例の一部を改正する条例（平成二十六年仙台市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の表以外の部分中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「改正後の条例」を「仙台市市税条例」に、「附則第二十九項」を「附則第三十六項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条例の」を加え、同項の表改正後の条例第三十四条第二号口の項及び同表改正後の条例第三十四条第二号ハの項中「改正後の条例」を削り、同表改正後の条例附則第二十九項の表以外の部分の項中「改正後の条例附則第二十九項」を「附則第三十六項」に改め、同表改正後の条例附則第二十九項の表第三十四条第二号口の項の項中「改正後の条例附則第二十九項の表第三十四条第二号口」を「附則第三十六項の表第二号口」に、「第三十四条第二号口」を「第二号口」に改め、同表改正後の条例附則第二十九項の表第三十四条第二号ハの項の項中「改正後の条例附則第二十九項の表第三十四条第二号ハ」を「附則第三十六項の表第二号ハ」に、「第二号ハ」に改める。

#### 理 由

地方税法の改正を考慮し軽自動車税の環境性能割に関し必要な事項を定めるとともに法人の市民税の

法人税割の税率等を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第六十七号議案

### 仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第十六号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院で提供されるものに限る。）並びに介護医療院サービスの全部又は一部に係る公表

第二条の二第二項第十六号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院で提供されるものに限る。）並びに介護医療院サービスの全部又は一部に係る調査 二万五千円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

介護保険法施行規則の改正を考慮し、介護医療院サービス等に係る介護サービス情報公表手数料及び介護サービス情報調査手数料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第六十八号議案

### 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

成二十六年仙台市条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

第十三条中「、次条第一項及び附則第四項」を「及び次条第一項」に改める。

第十四条第三項中「附則第四項」を「附則第五項」に改める。

附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「(家庭的保育事業を行う場所(家庭的保育者の居宅に限る。))において実施されるものに限る。以下この項において同じ。」を削り、「平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い一定の要件を満たす者であつて指定都市の長が行う研修を修了したものを放課後児童支援員とすることができることとともに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い調理業務の委託及び調理員に係る基準に関する経過措置の対象となる者の範囲を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 第六十九号議案

## 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一荒浜地区整備計画区域の表中「仙台市若林区荒浜新一丁目」を「仙台市若林区荒浜字念仏田の全部並びに荒浜新一丁目」及び「同字四本松、同字新堀端」を「同字井戸浜境、同字四本松」に改め、「同字念仏田」を削る。

別表第二荒浜地区整備計画区域の表を次のように改める。

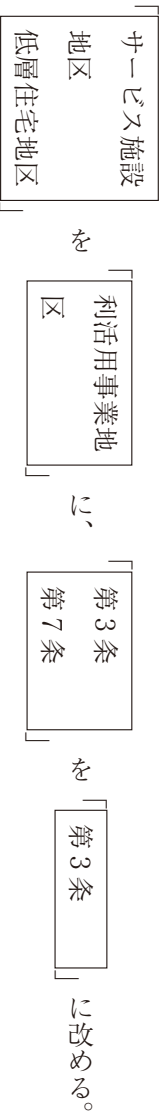
荒浜地区整備計画区域	利活用事業地区	次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物			
		<p>ア 農業、林業又は漁業の用に供する建築物</p> <p>イ 農産物、林産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が150平方メートル以内の倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>エ 店舗等その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの（風営法第2条第1項各号に掲げる営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業</p>			

		を営むもの及びカラオケボックスその他これに類するものを除く。)オ 津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号) 第2条第2号の津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能を有する堅固な建築物			
--	--	--	--	--	--

別表第五荒浜地区整備計画区域「サービス施設地区」を「利用事業地区」に改め、同表荒浜地区整備計画区域「低層住宅地区」の項を削る。

別表第六荒浜地区整備計画区域の項を削る。

別表第九荒浜地区整備計画区域の項中



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

荒浜地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第七十号議案

### 仙台市都市計画法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市都市計画法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市都市計画法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「八十九万四千六百円を」を「前項の表の下欄に定める額のうち最も高い額を」に、「八十九万四千六百円」を「その額」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

開発行為変更許可申請手数料の上限額を開発行為許可申請手数料の額のうち最も高い額とするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七十一号議案

### 仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例（昭和六十二年仙台市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（国分町自転車等駐車場を除く。次条第一項において同じ。）」を削る。

第六条第二項中「国分町自転車等駐車場及び」を削る。

別表第一国分町自転車等駐車場の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和元年九月一日から施行する。

#### 理 由

国分町自転車等駐車場を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七十二号議案

### 仙台市地域下水道条例の一部を改正する条例

仙台市地域下水道条例の一部を改正する条例

仙台市地域下水道条例（昭和六十二年仙台市条例第八十八号）の一部を次のように改正する。  
附則第六項の表に次のように加える。

みやぎ台ニュータウン団地
--------------

令和元年八月三十一日
------------

別表中「みやぎ台ニュータウン団地、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年九月一日から施行する。

（仙台市下水道条例の一部改正）

2 仙台市下水道条例（昭和三十五年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。  
附則別表に次のように加える。

みやぎ台ニュータウン団地
--------------

令和元年九月一日
----------

理 由

みやぎ台ニュータウン団地の区域を公共下水道の処理区域とするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七十三号議案

### 仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の五第一号中「作動時間が六十秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十一条の三第一項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五十六号）第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合を加えるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七十四号議案

### 仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例（平成十二年仙台市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表二の項の2のホの(3)中「百五十八万円」を「百五十九万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百九十四万円」を「百九十五万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百二十六万円」を「二百二十七万円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を考慮し、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査に関する手数料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第七十五号議案

### 仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例（昭和三十四年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第五条」を「第六条」に改める。

第三十四条第三号中「一四、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同条に次の一号を加える。

四 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 一件につき 七、〇〇〇円

第四十四条中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第四十五条第一号中「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第四条第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条第三号中「第六条第一項第三号」を「第七条第一項第三号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

#### 理 由

水道法の改正を考慮し指定給水装置工事事業者指定更新手数料を定め、指定給水装置工事事業者指定手数料を改定するとともに、水道法施行令の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 76 号議案

### 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

#### 1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
上 愛 子 街 道 11 号 線	仙台市青葉区上愛子字街道 2 番 10 同 2 番 21
上 愛 子 平 治 2 号 線	仙台市青葉区上愛子字平治 18 番 24 同 31 番 26
上 愛 子 平 治 3 号 線	仙台市青葉区上愛子字平治 31 番 37 同 31 番 41
若 林 三 丁 目 7 号 線	仙台市若林区若林三丁目 4 番 12 同 30 番 1
町 東 古 屋 敷 線	仙台市泉区根白石字町東 50 番 1 同 根白石字古屋敷 19 番 2

#### 2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
若 林 保 育 所 裏 通 線	仙台市若林区若林三丁目 4 番 12 同 4 番 10
若 林 保 育 所 前 線	仙台市若林区若林三丁目 8 番 2 同 26 番 5

## 第 77 号議案

### 専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例



## 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年四月十二日

仙台市長 郡 和子

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「三万千八百二十二円」を「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成三十年度 三万千八百二十二円
  - 二 平成三十一年度及び令和二年度 二万六千五百十八円
- 第三条に次の二項を加える。

- 3 第一項第三号の規定にかかわらず、同号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、三万七千二百二十五円とする。
  - 4 第一項第四号の規定にかかわらず、同号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成三十一年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、五万二千二百六十九円とする。
- 第四条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「同条第二項」を「同条第二項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同条に次の二項を加える。
- 3 第一項の規定にかかわらず、前条第一項第三号に掲げる第一号被保険者に対して課する平成三十一年度及び令和二年度の各年度における保険料の額は、同条第三項に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - 4 第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号に掲げる第一号被保険者に対して課する平成三十一年度及び令和二年度の各年度における保険料の額は、同条第四項に定める額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第三条及び第四条の規定は、平成三十一年度分の保険料から適用する。